

いわき市告示第124号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、次の者から産業廃棄物処理施設設置許可申請がありましたので、法第15条第4項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び環境影響調査書を縦覧します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、法第15条第6項の規定に基づき、いわき市長に生活環境の保全上の見地からの意見書（当該意見のほか提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を記載したもの）を提出することができます。

令和8年7月21日

いわき市長
内田 広之



- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福島県いわき市小浜町西小原248番地の1
いわき環境株式会社 代表取締役 松尾 幸治
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県いわき市小浜町西小原 265 番 外 6 筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類及び処理能力
 - (1) 安定型最終処分場
 - (2) 埋立地面積 7,800 m²
埋立容量 58,533 m³
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
以上5種類
- 5 申請年月日
令和8年7月16日
- 6 縦覧場所
 - (1) いわき市平字梅本21番地 いわき市役所本庁舎8階 生活環境部廃棄物対策課
 - (2) いわき市錦町大島1 いわき市勿来支所
- 7 その他
 - (1) 縦覧期間
令和8年7月21日から令和8年8月24日まで（休日・祝日を除く。）
 - (2) 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
 - (3) 意見書の提出期限
令和8年9月7日まで（休日・祝日を除く。）
 - (4) 意見書の提出先
970-8686 いわき市平字梅本21番地 いわき市生活環境部廃棄物対策課

問合せ先 いわき市生活環境部廃棄物対策課 電話 0246-22-7604